

第 2 章 総 務 部

[総 務 部]

1. 歴代三役

(1) 市長

歴 代	氏 名	在 任 期 間
1	小 泉 吉 太 郎	明治 22・5・27 ～ 明治 28・6・22
2	羽 生 氏 熟	明治 28・7・16 ～ 明治 28・11・22
3	御 代 弦	明治 29・2・22 ～ 明治 38・3・28
4	野 口 能 毅	明治 38・4・4 ～ 明治 39・7・5
5	大 久 保 鉄 作	明治 39・8・15 ～ 大正 5・8・14
6	井 上 廣 居	大正 5・8・18 ～ 昭和 7・9・3
7	湊 鶴 吉	昭和 7・10・5 ～ 昭和 9・9・5
8	鈴 木 安 孝	昭和 9・10・28 ～ 昭和 13・10・27
9	村 地 信 夫	昭和 14・2・11 ～ 昭和 16・10・22
10	加 賀 谷 朝 蔵	昭和 17・9・23 ～ 昭和 20・9・22
11	児 玉 政 介	昭和 20・12・5 ～ 昭和 22・3・24
	児 玉 政 介	昭和 22・4・5 ～ 昭和 26・4・4
12	武 埴 祐 吉	昭和 26・4・25 ～ 昭和 30・4・13
	武 埴 祐 吉	昭和 30・4・30 ～ 昭和 34・4・29
13	川 口 大 助	昭和 34・4・30 ～ 昭和 38・4・29
	川 口 大 助	昭和 38・4・30 ～ 昭和 42・4・29
	川 口 大 助	昭和 42・4・30 ～ 昭和 46・4・29
14	荻 原 麟 次 郎	昭和 46・4・30 ～ 昭和 47・12・24
15	高 田 景 次	昭和 48・2・11 ～ 昭和 52・2・10
	高 田 景 次	昭和 52・2・11 ～ 昭和 56・2・10
	高 田 景 次	昭和 56・2・11 ～ 昭和 60・2・10
	高 田 景 次	昭和 60・2・11 ～ 平成 元・2・10
	高 田 景 次	平成 元・2・11 ～ 平成 2・4・10
16	石 川 鍊 治 郎	平成 2・5・27 ～ 平成 6・5・26
	石 川 鍊 治 郎	平成 6・5・27 ～ 平成 10・5・26
	石 川 鍊 治 郎	平成 10・5・27 ～ 平成 13・6・6
17	佐 竹 敬 久	平成 13・7・8 ～ 平成 17・7・7
	佐 竹 敬 久	平成 17・7・8 ～ 平成 21・2・24
18	穂 積 志	平成 21・4・12 ～ 平成 25・4・11
	穂 積 志	平成 25・4・12 ～ 平成 29・4・11
	穂 積 志	平成 29・4・12 ～ 令和 3・4・11
	穂 積 志	令和 3・4・12 ～ 令和 7・4・11
19	沼 谷 純	令和 7・4・12 ～

(2) 助役（平成19年3月31日をもって、助役制度を廃止）

歴 代	氏 名		在 任 期 間
1	根 田 忠 正		明治 22・6・5 ～ 明治 26・10・30
	根 田 忠 正		明治 26・11・27 ～ 明治 29・8・11
2	平 野 貞 幹		明治 29・8・22 ～ 明治 35・8・21
3	市 川 護 久		明治 35・9・12 ～ 明治 38・7・15
4	大 槻 俊 綱		明治 38・8・19 ～ 明治 43・5・2
5	高 根 為 吉		明治 43・6・3 ～ 大正 5・6・2
	高 根 為 吉		大正 5・7・30 ～ 大正 9・7・30
6	戸 崎 順 治		大正 9・11・11 ～ 大正 13・11・10
	戸 崎 順 治		大正 13・11・11 ～ 昭和 3・11・10
7	長 谷 部 順 治		昭和 4・1・15 ～ 昭和 8・1・14
	長 谷 部 順 治		昭和 8・2・5 ～ 昭和 12・2・2
8	小 貫 太 郎		昭和 14・6・29 ～ 昭和 18・6・28
9	藤 井 喜 太 郎		昭和 18・7・28 ～ 昭和 22・4・7
10	佐 藤 儀 助		昭和 22・4・18 ～ 昭和 26・4・17
11	小 畑 勇 二 郎	第 一	昭和 26・6・21 ～ 昭和 30・3・16
12	藤 井 喜 太 郎	第 二	昭和 26・6・21 ～ 昭和 30・6・20
	藤 井 喜 太 郎	〃	昭和 30・6・21 ～ 昭和 34・4・29
13	塩 谷 末 吉	第 一	昭和 30・6・20 ～ 昭和 34・3・20
14	小 島 政 見	第 一	昭和 34・5・24 ～ 昭和 38・5・23
	小 島 政 見	〃	昭和 38・5・24 ～ 昭和 42・5・23
	小 島 政 見	〃	昭和 42・5・24 ～ 昭和 46・5・23
15	斎 藤 石 雄	〃	昭和 42・8・9 ～ 昭和 46・8・8
16	船 山 忠 重	第 一	昭和 48・3・5 ～ 昭和 52・3・4
	船 山 忠 重	〃	昭和 52・3・5 ～ 昭和 56・3・4
	船 山 忠 重	〃	昭和 56・3・5 ～ 昭和 60・3・4
17	小 林 義 七 郎	第 二	昭和 48・3・5 ～ 昭和 52・3・4
18	柏 谷 廉	第 二	昭和 52・3・5 ～ 昭和 56・3・4
	柏 谷 廉	〃	昭和 56・3・5 ～ 昭和 58・12・5
19	佐 藤 博 之	第 二	昭和 58・12・6 ～ 昭和 60・3・31
20	田 村 君 夫	第 二	昭和 60・4・1 ～ 平成 元・3・31
	田 村 君 夫	〃	平成 元・4・1 ～ 平成 3・12・5
21	照 井 清 司	第 一	昭和 60・5・1 ～ 平成 元・4・30
	照 井 清 司	〃	平成 元・5・4 ～ 平成 2・4・28
22	土 田 康 雄	第 一	平成 3・2・1 ～ 平成 7・1・31
	土 田 康 雄	〃	平成 7・2・1 ～ 平成 11・1・31
	土 田 康 雄	〃	平成 11・2・1 ～ 平成 13・3・26
23	工 藤 昇	第 二	平成 4・1・27 ～ 平成 8・1・26
24	鈴 木 忠	第 二	平成 8・1・27 ～ 平成 12・1・26
25	相 場 道 也	第 二※1	平成 12・1・27 ～ 平成 16・1・26
	相 場 道 也		平成 16・1・27 ～ 平成 18・6・30
26	松 葉 谷 温 子		平成 14・2・1 ～ 平成 18・1・31
27※2	飯 塚 明		平成 18・2・1 ～ 平成 19・3・31
28※2	大 山 幹 弥		平成 18・7・1 ～ 平成 19・3・31

※1 平成14年1月31日をもって第一助役、第二助役制度を廃止

※2 平成19年4月1日から副市長

(3) 副市長

歴 代	氏 名	在 任 期 間
1	飯 塚 明	平成 19・4・1 ～ 平成 21・7・28
1	大 山 幹 弥	平成 19・4・1 ～ 平成 22・3・31
3	石 井 周 悦	平成 22・2・1 ～ 平成 26・1・31
	石 井 周 悦	平成 26・2・1 ～ 平成 30・1・31
	石 井 周 悦	平成 30・2・1 ～ 令和 4・1・31
4	中 川 康 行	平成 22・4・1 ～ 平成 23・12・31
5	鎌 田 潔	平成 24・1・28 ～ 平成 28・1・27
	鎌 田 潔	平成 28・1・28 ～ 令和 2・1・27
	鎌 田 潔	令和 2・1・28 ～ 令和 6・1・27
	鎌 田 潔	令和 6・1・28 ～ 令和 7・6・30
6	柿 崎 武 彦	令和 4・4・1 ～ 令和 8・3・31
7	猿 田 和 三	令和 7・10・11 ～
8	多 可 和 幸	令和 8・4・1 ～

(4) 収入役（平成20年1月29日をもって、収入役制度を廃止）

歴 代	氏 名	在 任 期 間
1	大 山 泰 蔵	明治 22・6・29 ～ 明治 28・6・28
	大 山 泰 蔵	明治 28・6・29 ～ 明治 32・2・23
	大 山 泰 蔵	明治 32・2・28 ～ 明治 38・3・27
	大 山 泰 蔵	明治 38・2・28 ～ 明治 41・3・28
2	神 尾 重 信	明治 41・5・4 ～ 大正 3・5・3
	神 尾 重 信	大正 3・5・4 ～ 大正 7・5・3
	神 尾 重 信	大正 7・5・4 ～ 大正 11・5・6
3	佐 藤 信 三 郎	大正 11・5・17 ～ 大正 15・5・16
	佐 藤 信 三 郎	大正 15・5・17 ～ 昭和 5・5・16
	佐 藤 信 三 郎	昭和 5・5・17 ～ 昭和 10・2・20
4	坂 本 武 治	昭和 10・2・21 ～ 昭和 14・2・20
	坂 本 武 治	昭和 14・2・27 ～ 昭和 16・11・6
5	豊 田 得 三	昭和 18・8・1 ～ 昭和 19・10・4
6	池 田 善 蔵	昭和 19・11・22 ～ 昭和 23・11・21
	池 田 善 蔵	昭和 23・11・25 ～ 昭和 27・11・24
	池 田 善 蔵	昭和 27・11・25 ～ 昭和 31・11・24
7	奈 良 恭 三 郎	昭和 31・12・20 ～ 昭和 35・12・19
	奈 良 恭 三 郎	昭和 35・12・20 ～ 昭和 36・12・20
8	舘 山 與 一	昭和 36・12・21 ～ 昭和 40・12・20
	舘 山 與 一	昭和 40・12・21 ～ 昭和 44・12・20
9	富 樫 重 次 郎	昭和 44・12・21 ～ 昭和 48・12・20
10	神 成 福 治	昭和 48・12・25 ～ 昭和 52・12・24
	神 成 福 治	昭和 52・12・25 ～ 昭和 56・12・24
11	佐 藤 博 之	昭和 56・12・25 ～ 昭和 58・12・6
12	宮 越 孝 二	昭和 58・12・6 ～ 昭和 60・3・31
13	遠 藤 進	昭和 60・4・1 ～ 平成 元・3・31
	遠 藤 進	平成 元・4・1 ～ 平成 3・12・5
14	佐 々 木 鍊 治	平成 4・1・30 ～ 平成 8・1・29
15	佐 藤 義 則	平成 8・1・30 ～ 平成 12・1・29
16	保 坂 五 郎	平成 12・1・30 ～ 平成 16・1・29
17	佐 々 木 敏 雄	平成 16・1・30 ～ 平成 20・1・29

2. 新庁舎の建設

旧庁舎は、昭和39年の完成から約50年が経過し、老朽化や耐震性の問題、また、庁舎分散による市民サービスの低下などの課題が顕著となっていた。このため、平成22年度に策定した新庁舎建設基本構想に基づき、平成25年12月「市民に親しまれ、市民サービスの向上を実現する、人に優しい庁舎」など、5つの基本コンセプトの実現に向けて建設工事に着手した。平成28年4月に工事が完成し、同年5月6日から新庁舎における業務を全面的に開始している。

平成28年度には、旧庁舎の解体、分館改修工事および駐輪場整備工事が完了した。また、平成29年12月に駐車場整備および植栽工事が完了したことにより、新庁舎建設に係る全ての事業が終了した。

【新庁舎概要】

工 事 名	秋田市新庁舎建設工事
工 事 場 所	秋田市山王一丁目1番1号
敷 地 面 積	25,851.40㎡
延 べ 面 積	31,132.96㎡
構 造	鉄筋コンクリート造（免震構造）
階 数	地上6階 塔屋1階 地下1階
高 さ	29.5m
工 期	平成25年12月24日～平成28年4月28日
設計・監理	日本設計・渡辺佐文建築設計・コスモス設計秋田市新庁舎建設設計共同企業体
施 工	清水・千代田・シブヤ・田村建設工事共同企業体

【新庁舎建設経緯】

- 昭和63年5月 庁舎建設準備委員会を設置（庁舎の狭あい化解消のため検討を開始）
- 平成元年8月 第二庁舎建設計画案作成業務を委託
 - 3年3月 庁舎建設基金条例を設定
 - 4年11月 庁舎建設検討委員会を設置（狭あい解消策について検討）
 - 5年4月 山王21ビルを借り上げ、教育委員会を移転
 - 7年9月 阪神淡路大震災の発生を受け、建設計画の抜本的な見直しを表明
 - 8年3月 平成19年国体開催までに新庁舎を建設する方針を表明
 - 8年6月 新庁舎建設検討委員会を設置
- 平成9年度 基本構想素案資料作成業務を委託（想定事業費：約200億円）
- 平成11年12月 建設方針の見直しを表明
 - 12年2月 平成26年度を建設完了の目安とする旨を表明
- 平成13年度 当面の措置として福祉棟を建設
- 平成13～17年度 庁舎の延命化工事に着手（事業費：約4億6千万円）
- 平成20年4月 建設準備室を設置し、基本構想の策定に着手
 - 21年6月 建設の再検討を表明
 - 21年8月 市庁舎耐震診断および整備計画検討等業務を委託
 - 22年6月 庁舎整備の方針として、分館を有効に活用しつつ、新庁舎を建設することを決定
 - 23年3月 基本構想を策定
 - 23年7月 基本設計における技術提案の公開ヒアリングを実施
 - 24年3月 基本設計を策定
 - 25年3月 実施設計を策定
 - 25年11月 建設工事の落札者を決定
 - 25年12月 建設工事契約、着手

平成28年 3 月 本体部分の工事完成
 28年 4 月 建設工事完成
 28年 5 月 開庁
 29年 1 月 分館改修工事完成・業務開始
 29年 3 月 旧庁舎解体・駐輪場完成
 29年12月 駐車場整備・植栽工事完成
 新庁舎建設事業終了
 30年 4 月 庁舎建設基金条例を廃止

【庁舎建設基金積立状況】※平成 3 年 3 月秋田市庁舎建設基金条例を設定

単位：千円

年 度	積 立 額				
	一般財源	特財（運用 益）	取り崩し額	計	累計額
2～22	8,075,306	242,969	0	8,318,275	8,318,275
23	0	6,321	-117,150	-110,829	8,207,446
24	0	5,872	-116,085	-110,213	8,097,233
25	0	6,385	-182,359	-175,974	7,921,259
26	0	4,442	-205,630	-201,188	7,720,071
27	0	3,753	-6,316,184	-6,312,431	1,407,640
28	0	505	-1,370,188	-1,369,683	37,957
29	0	17	-37,974	-37,957	0
合計	8,075,306	270,264	-8,345,570	0	

3. 職員数（令和 8 年 4 月 1 日現在）

単位：人

部 局 名	職 員 数	
	定 数	現 員
市 長 の 補 助 機 関	1,740	1,717
公 平 委 員 会	3	(兼5)
議 会 事 務 局	20	20
選挙管理委員会事務局	7	7
監 査 委 員 事 務 局	9	8
農 業 委 員 会 事 務 局	14	14
教 育 委 員 会	330	265
上 下 水 道 局	203	175
消 防	445	431
計	2,771	2,637

4. 給与および報酬

(1) 市長等の給料月額（平成17年12月1日適用）

単位：円

市 長	副 市 長	常勤の監査委員	教 育 長	企業管理者
1,173,000	899,000	594,000	708,000	703,000

(2) 一般職の給与

ア 初任給

単位：円

高 卒	短 大 卒	大 卒
208,343	224,369	239,488

イ 一般行政職平均給料月額（令和8年4月1日現在）

333,900円（平均年齢42.1歳）

ウ ラスパイレス指数の推移

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
97.9	97.8	98.0	98.1	98.1

(3) 非常勤職員の報酬額

種 別		報 酬 額		適用年月日
市議会議員	議長	月額	704,000円	H17. 12. 1
	副議長	月額	655,000円	〃
	議員	月額	625,000円	〃
教育委員	委員	月額	67,000円	H24. 4. 1
		日額	10,000円	〃
選挙管理委員	委員長	月額	49,000円	〃
		日額	10,000円	〃
	委員	月額	36,000円	〃
		日額	10,000円	〃
公平委員	委員長	月額	5,000円	〃
		日額	10,000円	〃
	委員	月額	3,000円	〃
		日額	10,000円	〃
農業委員	会長	月額	34,000円	H29. 7. 20
		日額	10,000円	H24. 4. 1
		年額485,400円以内で市長が定める額		H31. 4. 1
	会長代理	月額	32,000円	H29. 7. 20
		日額	10,000円	H24. 4. 1
		年額485,400円以内で市長が定める額		H31. 4. 1
	委員	月額	31,000円	H29. 7. 20
		日額	10,000円	H24. 4. 1
		年額485,400円以内で市長が定める額		H31. 4. 1

種 別		報 酬 額		適用年月日
固定資産評価審査委員	委員長	日 額	11,000円	H10. 4. 1
	委員	日 額	9,000円	〃
識見を有する者のうちから選任された監査委員		月 額	198,000円	H24. 4. 1
		日 額	10,000円	〃
市議会議員のうちから選任された監査委員		月 額	27,000円	〃
		日 額	10,000円	〃
民生委員推薦会委員		日 額	7,000円	H 9. 4. 1
建築審査会委員		日 額	7,300円	
社会福祉審議会	委員	日 額	7,000円	H10. 4. 1
	審査部会委員	年 額	36,000円	〃
土地区画整理審議会委員		日 額	7,300円	H 8. 4. 1
国民健康保険運営協議会委員		日 額	8,800円	H10. 4. 1
防災会議	委員	日 額	7,300円	H 4. 4. 1
	専門委員	日 額	20,000円	
開発審査会委員		日 額	7,300円	
介護認定審査会委員		日 額	20,000円	H11. 10. 1
感染症の診査に関する協議会委員		日 額	10,000円	H17. 4. 1
国民保護協議会委員		日 額	7,000円	H18. 4. 1
介護給付費等の支給に関する審査会委員		日 額	19,700円	〃
公立大学法人評価委員会委員		日 額	10,000円	H24. 10. 3
地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会委員		日 額	10,000円	H25. 6. 27
小児慢性特定疾病審査会委員		日 額	10,000円	H26. 12. 22
農地利用最適化推進委員		月 額	31,000円	H29. 7. 20
		日 額	10,000円	〃
		年額485,400円以内で市長が定める額		H31. 4. 1
青少年問題協議会委員		日 額	7,300円	H 4. 4. 1
功労者審査会委員		日 額	7,300円	
文化財保護審議会委員		日 額	7,300円	H 4. 4. 1
特別職の議員報酬等の額に関する審議会委員		日 額	7,300円	H 9. 4. 1
都市計画審議会委員		日 額	7,300円	
図書館協議会委員		日 額	7,300円	H 4. 4. 1
文化振興審議会委員		日 額	7,300円	
赤れんが郷土館協議会委員		日 額	7,300円	
千秋美術館協議会委員		日 額	7,300円	H17. 4. 1
廃棄物減量等推進審議会委員		日 額	7,000円	H10. 4. 1
情報公開・個人情報保護審査会委員		日 額	10,000円	H17. 4. 1
消費生活審議会委員		日 額	7,000円	H10. 4. 1
環境審議会委員		日 額	7,000円	H11. 4. 1
建築紛争調停委員会委員		日 額	7,300円	
チャレンジオフィスあきた創業支援室等使用者審査会委員		日 額	7,000円	R 2. 4. 1

種 別		報 酬 額		適用年月日
都市環境の創造および保全に関する審議会	委員	日額	7,300円	
	専門委員	日額	7,300円	
太平洋山自然学習センター運営協議会委員		日額	7,300円	H15. 8. 22
退職手当審査会委員		日額	10,000円	H22. 4. 1
公設地方卸売市場運営協議会委員		日額	7,000円	H24. 4. 1
公設地方卸売市場取引委員会委員		日額	7,000円	〃
公文書管理委員会委員		日額	10,000円	H25. 4. 1
行政不服審査会委員		日額	10,000円	H28. 4. 1
秋田城跡歴史資料館協議会委員		日額	7,300円	H28. 4. 16
農業委員会委員候補者選考委員会委員		日額	7,300円	H29. 1. 1
生活環境保全審議会委員		日額	7,000円	H29. 4. 1
障がい者差別解消調整委員会委員		日額	7,000円	H30. 4. 1
障がい者差別解消支援地域協議会委員		日額	7,000円	H30. 4. 1
中小企業振興推進会議委員		日額	7,000円	H31. 2. 1
災害弔慰金等支給審査委員会委員		日額	20,000円	R 6. 3. 19
空家等対策審議会委員		日額	7,300円	R 6. 12. 23
佐竹史料館協議会委員		日額	7,300円	R 7. 10. 25
上下水道事業経営審議会委員		日額	10,000円	R 7. 12. 23
選挙長		日額	12,200円	R 7. 6. 27
投票所の投票管理者		日額	14,500円	〃
期日前投票所の投票管理者		日額	12,800円	〃
開票管理者		日額	12,200円	〃
投票所の投票立会人		日額	12,400円	〃
期日前投票所の投票立会人		日額	10,900円	〃
指定病院等における不在者投票の外部立会人		日額10,900円以内において従事する時間に応じ任命権者が定める額		〃
開票および選挙立会人		日額	8,900円	〃
土地区画整理事業評価員		日額	7,300円	
社会教育委員（会議に出席した場合に限る。）		日額	7,300円	H 4. 4. 1
その他の非常勤の職員		日額8,800円以内又は月額302,000円以内において市長が定める額。ただし、特に高度の専門的な知識経験等を必要とする職務にある職員として市長が認めるものにあつては、日額105,000円以内又は月額622,000円以内		H24. 4. 1

5. 職員研修

(1) 基本方針

秋田市人材育成・確保基本方針では、めざす職員像として「市民・地域・組織へ貢献する職員」を掲げており、「人事管理」・「職員研修」・「職場環境」での取組と、人事評価制度の連携による効果的な人材育成を進めている。

この方針の中で、職員研修は、職員としての使命と責任の自覚を促し、職務遂行に必要な知識・技能を習得させ、職員の資質向上を図る役割を担う。

今後も、第15次秋田市総合計画のもと、市民サービスの更なる向上に向けて、職員一人ひとりがその能力や意欲を存分に発揮することが必要であり、組織においては、職員の力を育て、引き出し、職場の推進力としてまとめ上げることが重要となる。

これらのことから、職員研修においては、「秋田市人材育成・確保基本方針」（令和8年3月策定）および「秋田市職員研修実施計画」（令和8年3月策定）に基づき、職員のキャリアや担当業務に応じた多様な研修機会の提供などによる能力開発と活力ある職場づくりを進める。

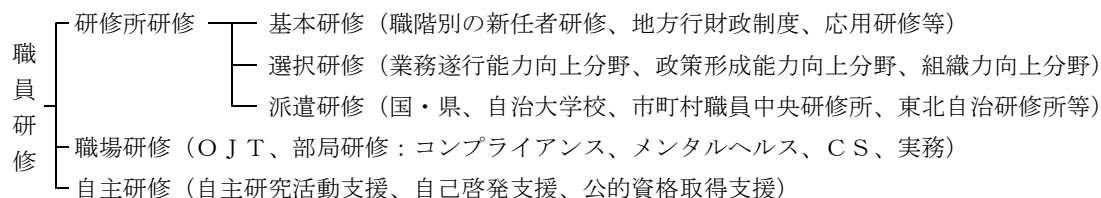
【めざす職員像：市民・地域・組織へ貢献する職員

～寄り添う心・シビックプライド・変革する勇気を胸に～】

6つの行動指針

- 『喜働』…組織の一員として互いに尊重し合い、仕事や問題などを抱え込まずに協力して解決する。
- 『市民視点』…常に市民の感覚や立場で考え、市民に寄り添う姿勢で行動する。
- 『シビックプライド』…職員自らがまちに誇りと愛着を持ち、当事者意識と市民協働意識を持つ。
- 『チャレンジ』…自ら進んで知識・技術等の習得に励み、デジタル技術の活用などにより、前例にとらわれず困難な課題に挑戦する。
- 『スピード感・コスト意識』…経営感覚を磨き、中長期的な視点や直面する仕事の有益性や緊急性を正しく見極めてリスクを管理し、デジタル技術を活用して、迅速・的確に決断・行動する。
- 『信頼・感動』…高い倫理観と品格等を備え、プラスアルファの感動を与えるサービスを追求する。

(2) 職員研修事業の体系



6. 福利厚生

(1) 健康管理

ア 定期健康診断（全職員）

イ 腹部超音波検診（35歳以上の職員のうち、受診希望者）

ウ 胃がん検診（35歳以上の職員のうち、受診希望者）

エ 婦人科検診

子宮頸部がん・卵巣腫瘍検診（20歳以上の職員のうち、受診希望者）

乳がん検診（30歳以上の職員のうち、受診希望者）

オ 情報機器作業健康診断（ほぼ毎日情報機器作業に従事し、1日の作業が3時間以上の職員のうち、受診希望者）

カ じん肺健康診断（関係業務に常時従事している職員のうち、受診希望者）

キ アスベスト健康診断（関係業務に従事しているか過去に従事していたことがある職員のうち、受診希望者）

ク B型肝炎検診（関係業務に従事する職員）

ケ ストレスチェックの実施

(2) 労働安全衛生

労働安全衛生組織の設置による危険および健康障害の防止

(3) 被服貸与

災害対策業務用被服の貸与

7. 防災・その他の危機管理

（防災安全関係予算額 104,626千円）

(1) 秋田市地域防災計画

本市では、災害対策基本法に基づき昭和39年に「秋田市地域防災計画」を策定し、以来、社会経済情勢の変化、大規模災害発生時における教訓を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを行いながら、より実効性のある計画となるよう努めている。

見直しの主なポイント

平成10年 阪神・淡路大震災の教訓を反映

平成20年 合併による市域拡大を反映

平成25年 東日本大震災を踏まえた被害想定の見直しを反映

平成30年 国、県計画との整合や豪雨災害の教訓を反映

令和6年 令和5年7月豪雨災害を含む最近の自然災害の課題等を踏まえた見直しを反映

(2) 危機管理体制の構築

危機管理計画および危機管理マニュアルの運用を平成22年4月1日から開始しており、必要に応じて修正を行うなど、各部局における危機管理マニュアルの適正管理に努めている。

また、緊急地震速報、津波警報、気象警報などの防災情報や弾道ミサイル発射等の国民保護に関する有事情報を受信することができるJアラート（全国瞬時警報システム）を整備し、危機管理体制の強化を図っている。

さらに、大規模災害を想定した業務継続計画（BCP）および受援計画を策定しており、必要に応じて修正を行っている。

(3) 避難標識の設置・整備

ア 地震等の災害発生時における指定緊急避難場所を市民に周知するため、避難標識を設置している。

（令和8年4月1日現在）

指定緊急避難場所	315か所
指定緊急避難場所標識設置箇所	99か所
指定緊急避難場所案内板設置箇所	33か所
指定緊急避難場所誘導標識設置箇所	13か所

イ 地震による津波発生時における指定緊急避難場所（津波）を市民に周知するため、避難標識を設置している。

（令和8年4月1日現在）

指定緊急避難場所（津波）	85か所
指定緊急避難場所（津波）標識設置箇所	26か所
津波注意標識設置箇所	7か所
津波避難誘導標識設置箇所	5か所
津波避難誘導標識（巻型）	58か所
津波避難ビル等案内標識	13か所

(4) 自主防災組織の結成・育成

災害時には、自治会の隣保協同の精神に基づき、相互に力を合わせて火災の防止、被害者の救出、救護、避難等の活動を組織的に行い、被害の軽減に努めることが大切であり、このような観点から未組織町内会に対し、組織結成の働き掛けを行うほか、地区や小学校区といった単位の協議会の結成を促進し、未組織町内会についても、広範囲にカバーできるような体制づくりを推進するほか、訓練および研修会等を通じて自主防災組織の育成強化に努めている。

(令和8年4月1日現在)

町内会総数	1,010	結成済町内会数	759	未結成町内会数	251	組 織 率	75.1%
-------	-------	---------	-----	---------	-----	-------	-------

(5) 防災の啓発

防災に対する基礎知識の習得と、防災意識の高揚を図るため、防災の日等あらゆる機会を捉え、積極的に防災に関するPRに努めている。

また、東日本大震災などの地震による大規模災害や、局地的豪雨による浸水や土砂災害などが全国的に発生しているほか、本市でも水害被害が生じていることから、地域における防災力を強化するため、各地域を対象に避難訓練等の実施を支援している。

(6) 総合防災訓練の実施

災害時における本市の防災体制の強化と市民の防災意識の高揚を図るため、毎年人命に関わる負傷者等の救出、ライフライン復旧等の防災訓練を実施している。令和8年度は、中央地区と北部地区（予定）において訓練を実施する。

(7) 緊急救援物資・避難所用資機材の備蓄

秋田県と県内各市町村との共同備蓄計画に基づき、被災者の生命と身体の安全を確保するための食糧、飲料水などを更新するとともに、新たに共同備蓄計画に加わった副食等の品目を計画的に備蓄する。

また、避難所における生活環境の向上を図るため、ペットを連れた避難者に配慮した備蓄品を新たに購入する。

(8) 防災ネットあきた（災害時情報提供システム）の運用

災害発生時における避難情報などを電話やメール、ファックスで一斉に配信する「防災ネットあきた」を運用し、情報伝達体制の強化を図っている。

(9) 津波避難計画

「津波対策の推進に関する法律」を受け、平成30年度に策定した秋田市津波避難計画に基づき、住民の迅速かつ的確な避難行動による人的被害の低減に努めている。

(10) 国民保護に関すること

武力攻撃事態等において、国・県による警報・避難指示の市民への伝達や市民の避難誘導、救援等の国民保護措置における市の役割を迅速かつ的確に実施するため、平成18年度に秋田市国民保護計画を策定し、平成26年度および平成28年度には国の「国民の保護に関する基本指針」の変更等を踏まえた変更を行っている。

(11) 水防訓練の実施

消防団員の士気高揚と水防技術の向上を図り、水防体制を強化することを目的として水防訓練を実施している。

(12) 災害等への対応

大雨や暴風などの自然災害や遭難、油流出等の事案発生時には、関係機関と連携し警戒体制を整えるとともに、避難情報の提供や被害状況の把握に努めている。

(13) 災害時応援協定

災害時における応急生活物資の確保や応急対策活動の協力を得るため、民間事業者との協定締結を推進している。

(14) 災害情報の収集や伝達

デジタル式移動系防災行政無線について、通信可能なエリアを市域の約7割、住家のある地域は全域カバーするように拡大し、災害時の情報収集と津波警報サイレンによる情報伝達を行うほか、災害対策本部情報システムを本庁舎内の災害対策本部室に設置し、被災状況の分析・表示、被災者支援など迅速かつ的確な災害対応を可能としている。

また、災害時に自動起動する緊急告知ラジオは、ハザードマップに指定された浸水想定区域内の要配慮者利用施設、小中学校および各地区の自主防災組織の代表者等へ貸与しており、引き続き迅速な情報伝達を推進する。

(15) 秋田市水防センター

施設概要

所在地	秋田市四ツ小屋字柳原136番地1
完成日	令和8年3月25日
構造	鉄骨造
延床面積（㎡）	474.77
建設事業費	438,701千円

水防に関する第一次的な責任を有する本市において、水防活動の拠点として機能する。

8. 行政改革推進状況

(1) 第8次秋田市行政改革大綱（第4期・県都『あきた』改革プラン）の推進

令和5年1月に策定した第8次秋田市行政改革大綱では、前大綱に引き続き「公共サービスの改革」「財政運営の改革」「組織・執行体制の改革」の3つの視点により行財政改革を進めていくこととしている。

「公共サービスの改革」では、多様な主体によるまちづくりを推進するほか、デジタル技術や民間活力・ノウハウの活用など、サービスのあり方を見直すことで、安定した質の高い公共サービスの提供を目指す。

「財政運営の改革」では、選択と集中による経営資源の最適配分を図るほか、新規財源の開拓による歳入の確保や、公共施設に係るコスト縮減等による歳出の見直しを進めることで、将来にわたって安定的な財政基盤の確立を目指す。

「組織・執行体制の改革」では、多様化する行政需要や新たな行政課題に対応した適時・適切な組織づくりを推進するほか、デジタル技術の導入などにより業務の効率化を図ることで、社会情勢の変化や市民ニーズに的確に対応できる行政組織の構築を目指す。

(2) これまでの主な行政改革の実績

本市では、昭和60年の秋田市行政改革推進本部の設置以降、財政環境の変化や地方分権の進展を踏まえ、地方行財政が直面する厳しい環境に答え得る、簡素で効率的な行財政運営の確立を目指し、7次にわたって改革の推進に努めてきた。

平成27年度を初年度とする「第6次秋田市行政改革大綱」においては、市内全7地域における都市内地域分権の拠点の整備を完了させ、今後の市民協働・都市内地域分権の実践に向け、「秋田市市民協働指針」を策定したほか、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、「秋田市公共施設等総合管理計画」を策定した。また、中・長期財政見通しのもと、歳入規模に見合った歳出構造の堅持に努めるとともに、公共施設等の維持修繕の将来の財政需要に備えるため、公共施設等整備基金を設置した。組織機構については、観光・文化・スポーツによる交流人口の増加とにぎわい創出を図るため、観光文化スポーツ部を設置したほか、産業経済基盤の強化による地域の活力向上を図るため、産業振興部を設置した。

平成31年度を初年度とする「第7次秋田市行政改革大綱」においては、指定管理者制度や包括的民間委託の導入により、公共サービスの向上や財政負担の軽減に取り組むとともに、歳入の確保を図るため、ガバメントクラウドファンディングやネーミングライツをはじめとする新規財源の開拓を行った。また、誰もが安心して利用できる公共交通の実現に向け、将来の財政需要を見通し、公共交通活性化基金を新たに設置した。また、ICTの利活用による市民サービスの向上や、行政手続のオンライン化など、行政のデジタル化を部局横断的に推進するため、デジタル化推進本部を設置した。

9. 公文書管理制度

秋田市公文書管理条例による公文書管理制度は、実施機関および地方独立行政法人を対象とし、公文書等を市民が主体的に利用できる共有の知的資源と捉え、市民の知る権利を尊重し、市の有するその諸活動を現在および将来の市民に説明する責務を全うすることを目的としている。

この条例に基づき、公文書等を適正に管理するとともに、明治時代以降の議会関係文書などの特定歴史公文書等の適切な保存、利用等を図ることとしている。

なお、平成29年1月には本庁舎分館1階に歴史資料閲覧室を開設し、特定歴史公文書等の利用（閲覧、写しの交付、カメラの撮影等）を促進するための環境整備を行っている。

・「秋田市公文書管理条例」の施行および改正経緯

平成24年12月27日 公布

平成25年4月1日 一部施行

規則等を設定又は改廃するための公文書管理委員会に係る規定のみ

平成26年2月12日 条例の施行に必要となる「秋田市公文書管理条例施行規則」、「秋田市特定歴史

	公文書等利用等規則」および「秋田市公文書管理規程」を公文書管理委員会からの答申を受けて設定
	「秋田市文書取扱規程」の全部改正
平成26年4月1日	施行（関係規則等を含む。）
平成28年4月1日	一部改正条例施行
	秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の設定およびこれに伴う秋田市情報公開条例の改正ならびに行政不服審査法の全部改正に伴う規定の整備をした。
令和5年4月1日	一部改正条例施行
	個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、特定歴史公文書等に係る個人情報の定義を改めるとともに、規定の整備をした。

10. 情報公開制度

情報公開制度は、実施機関（地方独立行政法人を含む。）が保有している情報を市民が知りたいと思うときに、それを入手し、利用できるよう、市民に対して情報の開示を請求する権利を保障し、実施機関に対して情報を開示することを義務付けている。

本市における情報公開は、原則公開の確立、プライバシーの保護、市民の利用しやすい制度の確立および公正で迅速な救済制度の確立を基本原則として制度化している。

また、より開かれた市政を推進するため、情報公開制度と併せて、資料閲覧コーナーを設置し、市政に関する資料等の提供を行っている。

・「秋田市情報公開条例」の主な改正経緯

平成9年12月18日	公布
平成10年7月1日	施行
	平成10年4月1日以後に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了した公文書について適用
平成17年7月1日	一部改正条例施行
	公文書の範囲に電磁的記録を含め、「職員が組織的に用いるもの（組織共用文書）」とするなど、旧条例18条のうち11条を一部改正し、16条を新設した。
平成25年4月1日	一部改正条例施行
	実施機関に「市が設立した地方独立行政法人」を加える改正のほか、規定の整備をした。
平成26年4月1日	一部改正条例施行
	平成10年4月1日前の公文書も開示の対象とするとともに、公文書の定義から特定歴史公文書等を除く等の改正のほか、規定の整備をした。
平成28年4月1日	一部改正条例施行
	秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の設定に伴う改正および行政不服審査法の全部改正に伴う規定の整備をした。

(1) 公文書開示請求等の状況

単位：件

年度	処 理 状 況						取下げ	却下	合 計
	開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	小計			
7	144	121	0	14	1	280	2	4	286

(2) 公文書開示請求等に対する審査請求 2件

(3) 資料閲覧コーナー配架数 1,613冊

11. 個人情報保護制度

個人情報保護制度は、個人情報の適切な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としており、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律が適用となっている。

本市においても、法に基づき個人情報を適正に取り扱うとともに、本市が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を請求する個人の権利を保障することにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護している。

(1) 保有個人情報開示請求等の状況

単位：件

年度	処 理 状 況						取下げ	却下	合 計
	開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	小計			
7	33	13	0	8	0	54	0	0	54

(2) 保有個人情報利用停止請求 0件

(3) 保有個人情報訂正請求 0件

(4) 保有個人情報開示請求等に対する審査請求 0件

12. 契約

秋田市が発注する工事の請負や物品の購入および修繕、さらに測量等の業務委託に係る契約締結事務を行い、事務執行の効率化に資する。

13. 財産管理

市の所有する普通財産の適切な管理を行うとともに、公共施設マネジメント室と連携しながら、用地の確定測量や建物の解体撤去を実施する。

14. 庁舎

昭和39年に旧本庁舎を建設以来、行政需要が毎年増大し、これに伴う職員の増加、組織機構の改革拡大、事務機械の導入等により年々狭あいになり、日常の効率的な事務の執行に支障を来したため、昭和52年に庁舎分館、昭和60年には消防庁舎を建設した。

また、地方分権の進展等を背景に、より一層充実した職員研修を実施するため、平成10年に職員研修棟を建設した。

平成13年には、来庁者の利便性向上と庁舎狭あいの解消を目的に福祉棟を建設したほか、平成16年には職員会館を山王別館に改め、庁舎として行政利用した。

旧本庁舎の老朽化に伴い、平成25年度から新庁舎の建設工事に着手し、平成28年度の新庁舎の完成に伴い、旧庁舎（本庁舎、議場棟、福祉棟）を解体し、新たに「市民の広場」「駐車場」の整備を進め、平成29年12月に整備が終了した。分館については、平成28年度に耐震改修を行い、総合書庫等として活用を開始した。山王別館については、老朽化のため平成29年度に解体が完了した。

また、消防庁舎については、新庁舎の開庁に伴い、主たる使用者が消防本部となったため、平成29年度に同本部へ移管した。

(1) 本庁舎の現況

ア 落成年月日 平成28年4月28日

イ 工期 平成25年12月24日～平成28年4月28日

ウ 敷地面積	25,851.40㎡												
エ 建築面積	5,676.37㎡												
オ 延べ面積	31,132.96㎡												
カ 構造	鉄筋コンクリート造（免震構造）												
キ 規模	地上6階、塔屋1階、地下1階												
ク 事業費	14,580,836千円												
ケ 財源内訳	<table> <tr> <td>社会資本整備総合交付金</td><td>347,692千円</td></tr> <tr> <td>庁舎建設基金</td><td>8,108,867千円</td></tr> <tr> <td>合併特例債</td><td>5,318,400千円</td></tr> <tr> <td>その他起債</td><td>428,800千円</td></tr> <tr> <td>一般財源</td><td>377,077千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>14,580,836千円</td></tr> </table>	社会資本整備総合交付金	347,692千円	庁舎建設基金	8,108,867千円	合併特例債	5,318,400千円	その他起債	428,800千円	一般財源	377,077千円	計	14,580,836千円
社会資本整備総合交付金	347,692千円												
庁舎建設基金	8,108,867千円												
合併特例債	5,318,400千円												
その他起債	428,800千円												
一般財源	377,077千円												
計	14,580,836千円												

(2) 庁舎分館

ア	落成年月日	昭和52年 5 月30日		
イ	建 築 面 積	542㎡	延べ面積	2, 582. 86㎡
ウ	構 造	鉄骨造 地上4階、地下1階		
エ	建築工事費	311, 900千円		
オ	財 源 内 訳	一般財源	251, 900千円	
		都市建設公社納付金	60, 000千円	
		計	311, 900千円	
カ	耐震改修	平成28年7月1日～平成29年1月11日（改修工事費 73, 039千円）		

(3) 職員研修棟

ア	落成年月日	平成10年12月22日		
イ	建築面積	399.97㎡	延べ面積	798.81㎡
ウ	構造	鉄骨プレハブ造 地上2階		
エ	建築工事費	123,764千円		
オ	財源内訳	一般財源		

15. 工事検査

建設工事の検査および実地指導を行い、公共施設の品質および耐久性の向上に資する。